

徳島県人事委員会告示第二号

平成十四年徳島県人事委員会告示第十三号（口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報）の一部を次のように改正し、令和三年六月一日から施行し、同日以後に実施する試験等に係る保有個人情報について適用する。

令和三年六月一日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

表を次のように改める。

<p>口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報の項目</p>	<p>口頭により開示請求を行うことができる期間</p>	<p>口頭により開示請求を行うことができる場所</p>
<p>試験等の名称</p> <p>職員採用試験（大学卒業程度）</p> <p>職員採用試験（短期大学卒業程度）</p> <p>職員採用試験（高等学校卒業程度）</p> <p>職員採用試験（民間企業等職務経験者）</p> <p>市町村立小・中学校職員採用試験（大学卒業程度）</p> <p>市町村立小・中学校職員採用試験（短期大学卒業程度）</p> <p>市町村立小・中学校職員採用試験（高等学校卒業程度）</p> <p>警察官採用試験</p>	<p>試験等に係る保有個人情報</p> <p>総合点、試験種目別得点及び総合順位</p> <p>徳島県警察官を志望した者に係る試験の総合点、試験種目別得点及び総合順位</p>	<p>第一次試験及び最終合格発表日それぞれの日から一月間（それぞれの日から一月間に限る。）</p> <p>徳島県人事委員会事務局</p>
<p>障がい者を対象とした職員採用選考審査</p>	<p>総合点、試験種目別得点及び総合順位</p>	<p>第一次選考及び最終合格発表日それぞれの日から一月間に限る。）</p>